

裁判 IT 化科研ニュースレター

2023年度
秋冬2号

2024年3月31日発行

本 NL のモットー (1) 裁判の IT 化関連のニュースを幅広く提供、(2) 研究のトピックをわかりやすく紹介

※この NL の web 版はこちらから (短縮 URL を作成しました) <https://bit.ly/saiban-it-newsletter>

【短報】平成司法制度改革で残されたものと民事裁判 IT 化 九州大学 入江秀晃

2000 年代初頭の平成司法制度改革は、確かに広範なもので、社会的インパクトもあった。しかしながら、民事司法手続の改革については、基本的に「迅速化」という切り口でしか取り組みが行われなかった。民事調停・家事調停についても司法制度改革の検討対象として取り扱われなかった。民事司法への市民参加に関して、民事陪審を除くとしても、調停委員や司法委員などのあり方すら検討の俎上に上げなかった。

司法制度改革以前の昭和の世の中では、井上達夫教授が中間的共同体の専制と呼んだ¹状況が許容されていた。イエや現代版のムラとしての会社という中間的共同体における「自治」を追認し、そこからこぼれ落ちた人々に対しては、社会は冷淡で構わないという共通理解があり、その結果として、小さな司法でも間に合うという状況があった。

その後の平成時代の成果主義的個人主義によって昭和の家族主義を乗り越えようという試みは、基本的に失敗に終わった。令和の現代では、個人主義よりもむしろ関係性が重視される時代に回帰しているというのが私の観察である。しかし、昭和時代とは違って、中間的共同体内のふるまいであっても、正されるべきは正されなければならないし、かつてのように、タテ社会型家族的集団へ成員が忠誠心を問う形で問題を収束させるわけにはいかない。親分を信じてまかせるでは済まなくなったのである。令和の現代においては、脆弱な個人が健全な形で複数の依存先を持てるように支援する姿が望まれる。そのようなネットワーク型社会としての市民社会像を共有し、関係の再定義や新たな関係の強化によって問題解決することが重要な時代であるように思われる。たとえば、離婚後の面会交流、セクハラ・パワハラ、フリーランスなどの問題領域は、昭和型社会では対処が困難である。

このように、令和の現代社会では、デリケートな問題をデリケートに扱うことが求められる。原後山治弁護士は、日本の裁判官は目を開けたまま眠っている—当事者が置かれている気の毒な状況に薄々気づきつつも、問題を踏み込んだ形で見ない形で処理することに慣らされてしまっているという問題を指摘した²。

私が思うに、民事裁判の IT 化という契機では、これまで裁判所が発言をきちんと聞くことなく（たとえば書面の提出で代替させて）済ませてきた当事者・関係者の声を、きちんと聴くことができるという方向への改革のきっかけにすべきである。Web 会議システムを適切に活用できれば、聴き取りの時間、回数、対象者の拡大が可能になる。他方、それほど厳格に扱う必要がない問題は、当事者間での自主的な解決を行えるように環境を整備し、そちらへ誘導することも出来る。

司法制度改革の結果として弁護士数が増えたのに、民事裁判・民事調停の件数が増えないのは、人々による広い意味での司法への信頼が増えていないためである。社会正義の実現のため、現代及び未来の人々の信頼に応える裁判所としてデザインする方向での IT 化議論を望む。

¹ 井上達夫『現代の貧困』（岩波書店・2001 年）161 頁。

² 那須弘平他「弁護士会仲裁と法化社会（プレシンポジウム座談会第 2 回）」第二東京弁護士会編（1997）『弁護士会仲裁の現状と展望』（判例タイムズ社）117-151、136 頁。

【短報】オンライン反対尋問に対する異議は何故タイミングを逸するのか

弁護士 正込 健一郎

第1 オンライン模擬裁判の概要

令和6年2月17日に東京大学本郷キャンパスと共立女子大学とをZoomで繋いでオンライン模擬裁判の実験が行われた(以下、「本模擬裁判」という。)。共立女子大学の教室を法廷に見立てて、裁判官を中央に、裁判官からみて右手に被告及び被告代理人(当職)が並んで着席し、裁判官の正面に証言台が配置された。東京大学には、原告及び原告代理人が隣り合って座り、その様子は、裁判官からみて左側の大型モニターに映された。音声は裁判官の前に設置されたカメラ・スピーカー・マイク一体型の機器を通してやり取りされた。この環境下で、原告代理人による被告本人に対する反対尋問が行われ、当職は被告代理人として、原告代理人に対して異議を出すことを試みるようになった。

第2 異議がタイミングを逸するという現象

本模擬裁判はオンラインでの裁判手続を検証する実験目的のため、原告代理人役弁護士からは、あらかじめ当職に対して、意図的に不適切な質問をするのでそれに対して異議を出すように伝えられていた。当職は、通常、民事事件の尋問で異議を出すことは少ないが、気持ちを切り替え、積極的に異議を出す姿勢で被告本人尋問に臨んだ。しかしながら、結果としては、当職の異議は主観的にはタイミングを逸して、空振りに終わることが繰り返された。何故このようなことが起こるのか、以下、当職の尋問技術の巧拙以外で考えられる理由を考察する。

第3 タイミングを逸する理由についての考察

1 まず、考えられるのが、尋問者の発言が、オンラインでは、リアルと比べてタイムラグを孕むことが考えられる。この点は、オンラインコミュニケーションにおいて良く指摘される点で、ラグの長さについては様々な研究がなされている。通信環境や機材のスペックにも依存するため、技術的進歩によって改善していくことも考えられるが、現時点ではリアルより150ミリ秒から200ミリ秒の遅延が発生するようである。

相互行為分析の知見によれば、話者の順番交替は、最初の発言者が移行適切場に至ったとき、一定の相互行為上のメカニズムによって実現されているとされる。このメカニズムは、話者間での移行適切場の共通理解に支えられているが、オンラインコミュニケーションにおけるタイムラグが、この共通理解を阻害している可能性があると思われる。

少し横道に逸れるが、尋問に対する異議は、尋問者の発言に意図的に介入し、質問-回答という隣接ペアからなる行為連鎖を断ち切る行為であるため、通常の順番交替メカニズムとは異なった相互行為上のメカニズムが働いていると考えられ、尋問における異議という法実践それ自体が、相互行為分析の興味深い対象である。

2 上記1の見解に対して、本模擬裁判では、遠隔地にいる尋問者である原告代理人の発話は、法廷にいる被告本人及び被告代理人(並びに裁判官)にともに遅延して伝わるという点が指摘された。つまり、法廷に在廷する話者にとっては、遅延は「平等」に起こる。この指摘は、異議がタイミングを逸することとどのように関係するのか。

異議が、尋問者の質問に対する割り込みであると同時に、被尋問者の防御を目的とする介入であることを考えるとき、後者の面に対しては、すなわち被尋問者とその代理人との間にはタイムラグは存在しないようにも思われる。しかし、オンラインでは、尋問者は法廷内のモニター上に映っており、その発話はモニターとは離れた場所に設置されたスピーカーから発される。被尋問者の代理人が、尋問者に注意を向けた場合、その意識から被尋問者は外れることになる。被尋問者代理人としては、尋問内容に集中するためには、視線はモニターに、耳はスピーカーにそれぞれ照準を合わせることになる。その結果、被尋問者に対する意識は希薄化する。

これが、通常の法廷での尋問であれば、被尋問者代理人は、向かい合った席でこちらに向かって発話する尋問者と証言台に位置する被尋問者を同時に視界に捉えることができ、尋問者の質問とそれに対する被尋問者の反応を、全体として同時的に捉えることが可能である。

この構造の違いが、①尋問者による質問-②被尋問者による反応-③異議の要否の判断-④異議の発話というプロセスの①と②との同時的把握を困難にすることで、③に遅れが生じ、結果として④のタイミングを逸することになると考えられる。これは、特に尋問における規範(訴訟規則等)からの逸脱が、問責権の放

棄によって正当化されやすい民事訴訟において顕著となる。民事の尋問では通常、尋問者が不適切な質問を発しても、被尋問者がうまく処理できそうであれば、異議を差し挟むことは少ないと考えられる。

これに対して、尋問に対する異議が、一義的には適正手続の保障を目的とする刑事公判での異議は、被尋問者の反応を見る前に、質問内容それ自体によって、異議の要否を判断しているため、上記②のプロセスが不要となり、その結果④がタイミングを逸することは可能性として低くなるのではなだろうか。

なお、上記民事と刑事とでの異議の役割の違いは、いち法実践者としての当職の主観的な感覚であり、一般化されるものではない。ただし、かかる差異に「気付いたこと」それ自体が、相互行為分析による尋問研究の成果のひとつであったと個人的には感じている。

3 本模擬裁判では、被尋問者代理人が異議を述べようとしたが、被尋問者が自ら質問－回答連鎖を遂行したために、異議が空振りに終わる（中断される）場面が何度か繰り返された。民事訴訟における反対尋問に対する異議が、尋問者の質問に対する被尋問者の困惑を回復する割り込みであるという上記理解を前提とすると、尋問者と被尋問者が同席しないオンラインでの尋問では、尋問者の非言語的プレッシャー（圧）が、被尋問者に伝わりにくいいため、被尋問者が困惑する程度が低く、被尋問者によって質問－回答という隣接ペアに沿った相互行為が遂行されやすい面がある。例えば、モニターの向こうにいる尋問者は、言語内容的には非難の意図を伝えられても、非言語的に圧をかけることは難しい（具体的にどのような困難があるのかは今後の研究課題である。）、被尋問者にとっても、モニター越しの非難は、対面でのそれに比して、距離感のあるものと感じられ、対面の場合と比較すれば心理的安全性が保たれるため、不安や混乱の程度は低下するものと思われる。このことは、オンラインでの家事調停において、感情的な相手と対面せずに済むことが、理性的な協議を促進するという報告とも符合する。

以上の理由により、被尋問者代理人が異議による介入が必要と判断した質問に対しても、被尋問者が困惑に陥ることなく、平静に対応できてしまう結果として、被尋問者代理人による異議が空振りに終わるというメカニズムが働いていることが考えられる。

第4 オンラインによる尋問を実施するにあたって考慮すべき事項

本模擬裁判によって、オンライン尋問は、異議ひとつとっても対面の法廷で行われる現行の実践とは異なることが明らかになった。また、詳細な分析は今後を待つ必要があるものの、一方が遠隔地におり、他方が裁判官とともに在廷しているという状況は、公平性の観点から何等かの対策が必要であると感じた。

オンライン尋問を実施するに当たっては、当事者の印象論に留まらない客観的な方法論によって、尋問という法実践＝相互行為がいかに変容するのかを慎重に検証する必要がある。本模擬裁判は、その基礎的な気づきを提供するものである。



↑原告と原告代理人



↑被告と被告代理人会場の様子

【編集後記】 封入作業をしている「学生たち」の横顔

長岡技術科学大学 高口僚太郎

今回が第2号となる「科研ニュースレター」は、実は、長岡技術科学大学（国立大学法人）の学生たちが一つひとつ手作業で封入をおこなってくれています。学んでいる分野も違いますし、自身の研究テーマともそれほど関係が深いわけでもないのですが、学生たちは積極的に手伝ってくれています。

前回の創刊号のときも、そして今回の第2号でも手伝ってくれたのは東京出身の4人組です。全員学部3年生で（高専からの3年次編入のため）、生まれも育ちも生粋の東京都で、長岡技術科学大学に今年4月に進学してきてはじめて独り暮らし＆東京以外での生活をしています。

彼ら彼女らとの出会いは、授業終了後に質問にきたときからです。「今年4月に進学してきたばかりなのに随分熱心だなあ」というのが率直な感想でした（しかも、いわゆる「工学」の専門科目でもないのに）。訊けば、「工学」はあくまで学問分野として選択しているのであって、むしろ「工学」の知見を活かした社会貢献をしたいのだということでした。「裁判IT化」はその最たるテーマとのことでした。

「ホントかよ」と思いながらも、付き合いを続けていくなかで、例えばある学生は、人工知能が裁判にどのような影響を及ぼすのかを思考し、またある学生は、「裁判所」を遠隔でも体験できるためのバーチャル・リアリティに関心を寄せていました。彼ら彼女らは高専出身ということもあるのか、「ロボコン」と裁判とをリンクさせた構想も封入作業中に語っていました。ロボットが裁判を代替することによって、そのことが被害者の心的負荷を軽減するのではないかと、弱者救済につながるのではないかと議論していました。もっとも、このような話題で盛り上がるせいもあってか、封入作業は長時間にわたってしまうのですが…。

いずれにしても、「裁判IT化」が単なる法曹関係者だけのトピックとして議論されるのではなく、一見、興味・関心の薄いと思われるような市民社会の構成者にとっても非常に重要なトピックであると認識されていることを私は学生たちから学びました。今まさにみなさんのお手元に届いている本ニュースレターは、そうした学生たちの手によって作業されたものです。どうか今後も楽しみにお待ち下さい。（2024年3月31日、編集発行人である高口が記す）

国立大学法人 長岡技術科学大学 高口研究室内 裁判IT化科研ニュースレター企画編集室
〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町1603-1
Tel: 0258-47-9911（内線9911）Email: koguchi@vos.nagaokaut.ac.jp